

福岡県公報

平成二十年七月七日
第二千八百四十五号
増刊 ①

目次

雑報

福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程

(消防防災課) …………… 一

雑報

福岡県災害対策本部規程第一号

福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年七月七日

福岡県災害対策本部長

福岡県知事 麻生 渡

福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程

福岡県災害対策本部規程(平成四年十月福岡県災害対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「出納事務局長」を「会計管理局長」に改める。

第六条第一項中「総合司令部付各班」を「総合指令部付各班」に改める。

第七条第一項第二号から第十一号までを次のように改める。

二 企画・地域振興部

三 新社会推進部

四 保健医療介護部

五 福祉労働部

六 環境部

七 商工部

八 農林水産部

九 県土整備部

十 建築都市部

十一 会計管理部

第七条第七項中「班員」の下に「について」を加え、「部長」を「公安部長」に改める。

第八条第五項中「には消防防災安全課長を、」を「及び」に、「県民情報広報課長を」を「別表第二に掲げる課長を、班員には両班長の所属する課に勤務する職員をもって充て」に改め、「臨時の班の班長には本部長が指名する職員をもって充て、総括班及び広報班の班員にはそれぞれ各班長の所属する課に勤務する職員を、緊急初動班、災害情報センター、災害ボランティア班及び臨時の班の班員には本部長が指名する職員を、臨時の班の班長及び班員には本部長が指名する職員」に改め、同条第六項中「総合指令部付総括班」を「総括班」に改める。

第十条第二項中「別表第三により定めた」を「前項に定める」に改め、「又は」を削り、「所掌させる」を「所管させ、又は臨時の部及び班を置く」に改める。

第十二条第三項中「うけ」を「受け」に改め、第九項中「前項に定めた」を「前項に定める」に改め、「又は前項により定めた班の」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第十二条の二第一項に次のように加える。

藤波ダム建設土木建築班 福岡県藤波ダム建設事務所の管轄区域

五ヶ山ダム建設土木建築班 福岡県五ヶ山ダム建設事務所の管轄区域

伊良原ダム建設土木建築班 福岡県伊良原ダム建設事務所の管轄区域

苅田港務土木建築班 福岡県苅田港務所の管轄区域

流域下水道土木建築班 福岡県流域下水道事務所の管轄区域

第十二条の三の見出し及び同条第一項並びに第十二条の四の見出し及び同条第一項中「災害対策本部」を「本部」に改める。

第十四条第四項及び第六項中「うけ」を「受け」に改める。

第二十三条を削る。

第二十二条の見出しを「(警戒地方本部)」に改め、同条第三項及び第七項中「うけ」を「受け」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十一条の見出しを「（警戒本部）」に改め、同条第八項中「つけ」を「受け」に改め、同条を第二十二条とし、第二十條の次に次の一條を加える。

（警戒本部及び警戒地方本部の設置基準）

第二十一条 本部長は、次に掲げる場合には、福岡県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）及び該当する地域内の福岡県災害警戒地方本部（以下「警戒地方本部」という。）を設置する。

- 一 福岡県内に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。
- 二 前号に該当しない場合であっても、福岡県内に暴風、高潮等の警報が発表され、既に人的被害、家屋被害等が発生し、又は今後の気象見通し等によりその発生が予想されるとき。

- 三 福岡県内に震度五弱の地震が発生したとき。
- 四 福岡県内に津波警報が発表されたとき。

- 五 前各号に掲げる場合のほか、その前後の気象状況、災害発生状況、突発的災害の発生等により、特に必要と認めるとき。

2 本部長は、前項第三号又は第四号に該当する場合には、緊急初動班を設置する。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

別表第一（第七条関係）

環境部	福祉労働部	保健医療介護部	新社会推進部	企画・地域振興部	総務部	部名
環境部長	福祉労働部長	保健医療介護部長	新社会推進部長	企画・地域振興部長	総務部長	部長
環境部次長	福祉労働部次長 労働局次長 人権・同和対策局長	保健医療介護部次長 医監	新社会推進部次長 国際交流局長	企画・地域振興部次長 空港対策局長	総務部次長 私学学事振興局長	副部長

商工部	農林水産部	県土整備部	建築都市部	会計管理部	企業部	教育部	公安部
商工部長	農林水産部長	県土整備部長	建築都市部長	会計管理局长	企業局長	教育局長	警察本部長
商工部次長	農林水産部次長 水産局長	県土整備部次長 水資源対策局長	建築都市部次長	会計管理局会計課長	企業局次長	教育次長	警備部長

注 副部長が二人以上ある部において、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、あらかじめ部長が指名する者が部長の職務を代理する。

別表第二（第七条、第八条関係）

総務部	総合指令部	名称	班名	班長
総務部	総合指令部	総務部	総括班	消防防災課長
		総務部	広報班	県民情報広報課長
		総務部	秘書班	秘書室長
		総務部	行政経営企画班	行政経営企画課長
		総務部	人事班	人事課長
		総務部	財政班	財政課長
		総務部	税務班	税務課長
		総務部	財産活用班	財産活用課長
		総務部	総務事務センター班	総務事務センター課長
		総務部	システム管理班	システム管理課長
		総務部	私学学事振興局学事班	学事課長
		総務部	私学振興班	私学振興課長
		総務部	東京連絡班	東京事務所長

福祉労働部		保健医療介護部											新社会推進部					企画・地域振興部									
労働政策班	保護・援護班	障害者福祉班	児童家庭班	子育て支援班	福祉総務班	介護保険班	高齢者支援班	医療保険班	薬務班	医療指導班	保健衛生班	健康増進班	保健医療介護総務班	国際交流局 交流第一班	生活安全班	男女共同参画推進班	県民文化スポーツ班	青少年班	社会活動推進班	空港対策局 空港計画班	空港整備班	調査統計班	情報政策班	市町村支援班	広域地域振興班	総合政策班	
	労働政策課長	保護・援護課長	障害者福祉課長	児童家庭課長	子育て支援課長	福祉総務課長	介護保険課長	高齢者支援課長	医療保険課長	薬務課長	医療指導課長	保健衛生課長	健康増進課長	保健医療介護総務課長	交流第二課長	交流第一課長	生活安全課長	男女共同参画推進課長	県民文化スポーツ課長	青少年課長	社会活動推進課長	空港計画課長	空港整備課長	調査統計課長	情報政策課長	市町村支援課長	広域地域振興課長

農林水産部											商工部					環境部					労働局						
森林保全班	林業振興班	農村整備班	畜産班	経営技術支援班	水田農業振興班	園芸振興班	団体指導班	農林水産物安全班	農山漁村振興班	農林水産政策班	企業立地班	工業保安班	新産業・技術振興班	国際経済観光班	中小企業経営金融班	中小企業振興班	商工政策班	自然環境班	監視指導班	廃棄物対策班	循環型社会推進班	環境保全班	環境政策班	和対策局 調整班	人権・同 調整班	職業能力開発班	新雇用開発班
森林保全課長	林業振興課長	農村整備課長	畜産課長	経営技術支援課長	水田農業振興課長	園芸振興課長	団体指導課長	農林水産物安全課長	農山漁村振興課長	農林水産政策課長	企業立地課長	工業保安課長	新産業・技術振興課長	国際経済観光課長	中小企業経営金融課長	中小企業振興課長	商工政策課長	自然環境課長	監視指導課長	廃棄物対策課長	循環型社会推進課長	環境保全課長	環境政策課長	調整課長	職業能力開発課長	新雇用開発課長	

			企 業 部	会 計 管 理 部		建 築 都 市 部						県 土 整 備 部															
企 画 調 整 班	文 化 財 保 護 班	財 務 班	総 務 班	管 理 班	会 計 班	営 繕 設 備 班	県 営 住 宅 班	住 宅 計 画 班	下 水 道 班	公 園 街 路 班	建 築 指 導 班	都 市 計 画 班	建 築 都 市 総 務 班	北 部 福 岡 緊 急 連 絡 管 建 設 室 班	水 資 源 対 策 班	高 速 道 路 対 策 班	砂 防 班	港 湾 班	河 川 開 発 班	河 川 班	道 路 建 設 班	道 路 維 持 班	用 地 班	企 画 交 通 班	県 土 整 備 総 務 班	水 産 局	漁 業 管 理 班
企 画 調 整 課 長	文 化 財 保 護 課 長	財 務 課 長	総 務 課 長	管 理 課 長	会 計 課 長	営 繕 設 備 課 長	県 営 住 宅 課 長	住 宅 計 画 課 長	下 水 道 課 長	公 園 街 路 課 長	建 築 指 導 課 長	都 市 計 画 課 長	建 築 都 市 総 務 課 長	北 部 福 岡 緊 急 連 絡 管 建 設 室 長	水 資 源 対 策 課 長	高 速 道 路 対 策 室 長	砂 防 課 長	港 湾 課 長	河 川 開 発 課 長	河 川 課 長	道 路 建 設 課 長	道 路 維 持 課 長	用 地 課 長	企 画 交 通 課 長	県 土 整 備 総 務 課 長	水 産 振 興 課 長	漁 業 管 理 課 長

注 公安部については、公安部長が別に定める。
別表第三(第十条関係)

	名 称	班 名	分 掌 事 務														
	総 括 班		<ol style="list-style-type: none"> 本部会議に関すること。 各部及び地方本部との連絡調整に関すること。 本部の庶務に関すること。 防災会議、政府、他府県その他関係機関との連絡に関すること。 市町村の災害応急対策についての必要な指示に関すること。 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)に基づく諸対策に関すること。 自衛隊の派遣要請及び協力機関の協力要請に関すること。 災害救助活動及び水防本部活動の実施推進調整に関すること。 本部及び地方本部の設置又は廃止並びに配備規模の指定に関すること。 政府、国会、その他関係機関に対する要望書陳情書等の作成に関すること。 政府、国会、その他関係機関等の災害地調査の企画調整に関すること。 災害時における通信の確保に関すること。 気象・水象情報の収集、伝達に関すること。 														
		教 育 部	<table border="1"> <tr> <td>社会教育班</td> <td>社会教育課長</td> </tr> <tr> <td>教職員班</td> <td>教職員課長</td> </tr> <tr> <td>施設班</td> <td>施設課長</td> </tr> <tr> <td>高校教育班</td> <td>高校教育課長</td> </tr> <tr> <td>義務教育班</td> <td>義務教育課長</td> </tr> <tr> <td>人権・同和教育班</td> <td>人権・同和教育課長</td> </tr> <tr> <td>体育スポーツ健康班</td> <td>体育スポーツ健康課長</td> </tr> </table>	社会教育班	社会教育課長	教職員班	教職員課長	施設班	施設課長	高校教育班	高校教育課長	義務教育班	義務教育課長	人権・同和教育班	人権・同和教育課長	体育スポーツ健康班	体育スポーツ健康課長
社会教育班	社会教育課長																
教職員班	教職員課長																
施設班	施設課長																
高校教育班	高校教育課長																
義務教育班	義務教育課長																
人権・同和教育班	人権・同和教育課長																
体育スポーツ健康班	体育スポーツ健康課長																

総合指令部

行政経営企画班	秘書班	災害ボランティア班	災害情報センター	緊急初動班	広報班	<ul style="list-style-type: none"> 十四 被害情報の収集及び連絡に関すること。 十五 緊急初動班、災害情報センター、災害ボランティア班及び臨時の班の指導に関すること。 十六 災害資料の作成及び災害記録に関すること。 十七 市町村、消防機関の動員等についての指示に関すること。 十八 災害時における危険物の取扱いに関すること。 十九 県防災行政無線の運用管理に関すること。 二十 災害用諸物資の輸送に関すること。 二十一 他部の所管に属さないこと。
<ul style="list-style-type: none"> 一 一部内の連絡調整に関すること。 二 防災功労者の表彰に関すること。 三 災害関係文書の浄書、受領及び発送に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害ボランティアに関する情報の収集及び伝達に関すること。 二 災害ボランティア活動を行う団体等との連絡調整に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 県民に対する各種情報の提供に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部設置後において、総括班が行う情報の収集及び伝達の応援に関すること。 二 総括班が行う関係機関との連絡調整の応援に関すること。 三 その他本部長が特に命ずる事務に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 テレビ放送、ラジオ放送、新聞発表その他広報に関すること。 二 ニュースカーの現地派遣に関すること。 三 災害写真の撮影、収集及び記録に関すること。 	

総務部

総合政策班	東京連絡班	私学振興局 学事班	私学振興局 学事班	システム管理班	総務事務センター班	財産活用班	税務班	財政班	人事班
<ul style="list-style-type: none"> 一 一部内の連絡調整に関すること。 二 大災害時における本部長の特命事項に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 国会、中央官庁との連絡折衝及び資料配布に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 私立学校の災害対策指導及び災害復旧に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 公立大学法人の災害対策指導及び災害復旧に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 電子計算機及びネットワークの復旧対策に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 職員の健康管理に関すること。 二 災職員に対する諸給付金と貸付に関すること。 三 災害従事職員の公務災害に関すること。 四 災害対策応急物資等購入品の検収に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部の設営に関すること。 二 庁内の機械、電気及び電話設備の整備に関すること。 三 庁用自動車の配車に関すること。 四 公用財産の応急貸与に関すること。 五 他課に属しない県有財産の被害調査及び復旧対策に関すること。 六 災害応急対策用諸物資等の購入に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害による県税の猶予及び減免に関すること。 二 県議会との連絡に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害の応急費、災害対策本部等の予算措置に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 職員の動員に関すること。 二 職員の派遣要請又は派遣受諾及び派遣職員的身分取扱い等に関すること。

新社会推進部				企画・地域振興部									
国際交流班		生活安全班	男女共同参画推進班	県民文化スポーツ班	青少年班	社会活動推進班	空港対策局		調査統計班	情報政策班	市町村支援班	広域地域振興班	
交流第一班	交流第二班						空港計画班	空港整備班					
<ul style="list-style-type: none"> 一 災害時の外国人渉外に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害時の外国人渉外に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 生活必需物資の需要動向調査及び価格の安定に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部内各班の応援に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 三 災害時における交通機関の調整に関すること（第三セクター鉄道及び地方バスに限る。）。 四 一 災害時における交通機関の調整に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。
保険医療介護部													
高齢者支援班	医療保険班	薬務班	医療指導班	保健衛生班	健康増進班	保健医療介護総務班							
<ul style="list-style-type: none"> 一 災害救助活動の応援に関すること。 二 介護老人保健施設及び老人保健施設の災害応急復旧に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害時における医薬品及び衛生材料の調達並びに配分に関すること。 二 薬事関係施設の被害調査及び災害応急復旧に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 被災者の応急救護に関すること。 二 医療関係施設の被害調査及び災害応急復旧に関すること。 三 医療関係機関、団体等との連絡に関すること。 四 被災者の応急救護に関すること。 五 医療関係施設の被害調査及び災害応急復旧に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害による医療及び助産に関すること。 二 救護班の編成及び派遣に関すること。 三 医療関係機関、団体等との連絡に関すること。 四 被災者の応急救護に関すること。 五 医療関係施設の被害調査及び災害応急復旧に関すること。 六 火葬場の施設の管理に関すること。 七 防疫資材の準備に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害時における食品衛生に関すること。 二 と畜場、化製場等の被害調査及び復旧に関すること。 三 応急措置を実施するための旅館、飲食店の施設の管理に関すること。 四 逸走した危険な動物の危害防止に関すること。 五 火葬場の施設の管理に関すること。 六 災害時の防疫に関すること。 七 防疫資材の準備に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 命令入所者の応援救護及び援助に関すること。 二 被災者及び給食施設の栄養指導に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 一部内の連絡調整に関すること。 二 応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関すること。 						

畜産班	経営技術支援班	水田農業振興班	園芸振興班	団体指導班	農林水産物安全班	農山漁村振興班	農林水産政策班	企業立地班	工業保安班	新産業・技術振興班
<ul style="list-style-type: none"> 一 家畜伝染病の防疫に関すること。 二 家畜飼料の補給対策に関すること。 三 応急措置用副食物の確保に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 所管出先機関との連絡に関すること。 二 被害状況の収集に関すること。 三 技術対策に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 救助用食糧の確保及び供給に関すること。 二 応急措置を実施するための救助用食糧の保管命令又は収容命令に関すること。 三 災害により被害を受けた稲、麦及び大豆の種子の供給に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 農作物及び生産施設の被災地の実態把握に関すること。 二 応急措置用農作物の補給に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 四 農業共済金の早期支払に関すること。 三 農業協同組合の被害対策に関すること。 二 被災農林漁業者に対する農林漁業セーフティネット資金その他災害復旧資金の融資及びあつせんに関すること。 一 農業金融に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 三 部内各班の応援に関すること。 二 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 一 農作物の病害虫防除に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 農山漁村等の被災の実態把握に関すること。 一 部内の連絡調整に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 誘致企業の災害応急対策に関すること。 一 部内の連絡調整に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 探石、ガス及び火薬災害復旧の技術指導に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 被災中小企業者の復旧の技術指導に関すること。 	

農林水産部

水産局		森林保全班	林業振興班	農村整備班
水産振興班	漁業管理班			
<ul style="list-style-type: none"> 一 水産共同施設の災害応急復旧措置に関すること。 二 漁港及び漁港区域内海岸の災害応急復旧措置に関すること。 三 高潮対策に関すること。 四 災害時における公有水面（漁港区域内の海面）に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 水産共同施設の災害応急復旧措置に関すること。 二 応急救助用船艇のあつせんに関すること。 三 漁船保険金の早期支払及び漁船損害補償事業の指導並びにあつせんに関すること。 四 災害に伴う漁業金融及び漁船・漁具の災害復旧資金の融資に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害復旧用林業用種苗の確保及びあつせんに関すること。 六 林木竹の病虫害の防除に関すること。 一 災害荒廃林等の応急復旧措置に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 被害情報の収集及び林野庁との連絡調整に関すること。 二 応急措置を実施するための木材等の保管命令又は収容命令に関すること。 三 災害救助に要する燃料用木材及び応急措置に要する木材の確保に関すること。 四 林道及び林産物生産施設の応急復旧措置に関すること。 五 災害復旧用林業用種苗の確保及びあつせんに関すること。 六 林木竹の病虫害の防除に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 農地及び農業用施設の防水活動及び応急復旧に関すること。 二 部所管の海岸堤防の災害対策に関すること。 三 冠水農地の排水に関すること。 四 地すべり、土砂崩壊による災害対策に関すること。

県土整備部							
港湾班	河川開発班	河川班	道路建設班	道路維持班	用地班	企画交通班	県土整備総務班
一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 二 港湾の災害応急復旧措置に関すること。 三 高潮対策に関すること。 四 災害関係航路の標識に関すること。 五 災害時における公有水面（海面）に関すること。	一 建設中のダムの災害応急復旧措置に関すること。 二 県営地方用水施設の災害応急復旧施設に関すること。	一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 二 河川の被害調査及び災害応急対策に関すること。	一 道路及び橋りょうの応急復旧工事の応援に関すること。 二 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 三 道路及び橋りょうの応急復旧工事に関すること。	一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 二 市内各班の応援に関すること。	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 災害時における交通機関の調整に関すること（他部に属するものを除く）。 三 市内各班の応援に関すること。	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 応急措置についての工作坊編成及び派遣に関すること。 三 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。	
建築都市部							
住宅計画班	下水道班	公園街路班	建築指導班	都市計画班	建築都市総務班 <small>北部福岡緊急連絡管建設班</small>	水資源対策班	高速道路対策班
一 災害公営住宅に関すること。	一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 二 下水道の災害応急復旧措置に関すること。	一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 二 都市公園の災害応急復旧措置に関すること。	一 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 二 被災市街地における建築制限に関すること。 三 住宅金融公庫の特別融資に関すること。	一 被災宅地の危険度判定に関すること。 二 都市施設の災害応急復旧措置に関すること。 三 一応急措置を実施するための建築技術者等に対する従事命令に関すること。 四 建築物の災害防止に関すること。 五 応急仮設建築物の建築基準法適用除外に関すること。	一 市内の連絡調整に関すること。 二 都市施設の災害応急復旧措置に関すること。 三 被災宅地の危険度判定に関すること。	一 総合的な水対策に関すること。 二 災害地の給水及び上水道の管理指導に関すること。 三 水器及び給水車の配車対策に関すること。	一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 市内各班の応援に関すること。
砂防班							
一 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 二 砂防施設の災害応急復旧措置に関すること。							

					企業部	会計管理部			
教職員班	社会教育班	企画調整班	文化財保護班	財務班	総務班	管理班	会計班	営繕設備班	県営住宅班
<ul style="list-style-type: none"> 一 県立学校及び市町村立学校における教職員に関すること。 二 県立学校及び市町村立学校における教職員の確保に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 社会教育施設及び設備の災害予防並びに災害復旧に関すること。 二 社会教育関係諸団体との連絡に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 地方班との連絡調整に関すること。 二 災害統計に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 文化財の保護に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害復旧予算に関すること。 二 災害に係る授業料の免除及び就学援助に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 部内の連絡調整に関すること。 二 教育委員会及び教育委員に関すること。 三 部長及び副部長の秘書に関すること。 四 事務局職員の動員に関すること。 五 防災についての広報活動に関すること。 六 職員の保健管理に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 県営住宅の応急修理に関すること。 二 県営発電所の災害応急復旧措置に関すること。 三 工業用水道の災害応急復旧措置に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 県有建物の応急修理に関すること。 二 応急仮設住宅の建設に関すること。 三 応急仮設住宅の建設における設備に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 県営住宅の応急修理に関すること。 二 応急仮設住宅の建築に関すること。 三 応急仮設住宅及び公営住宅の供与に関すること。

					教育部			
<p style="text-align: center;">体育スポーツ健康班</p>		<p style="text-align: center;">人権・同和教育班</p>	<p style="text-align: center;">義務教育班</p>		<p style="text-align: center;">高校教育班</p>		<p style="text-align: center;">施設班</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 一 交通安全についての知識の普及に関すること。 二 災害復旧の学校環境衛生の指導に関すること。 三 被災学校給食設備の応急修理及び代替施設の確保に関すること。 四 被災学校の給食の指導に関すること。 五 児童及び生徒の保健管理及び保健指導に関すること。 六 体育施設及び設備の災害予防並びに災害復旧に関すること。 七 体育関係諸団体との連絡に関すること。 		<ul style="list-style-type: none"> 一 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 二 部内各班の応援に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 県立特別支援学校及び市町村立学校における教職員並びに児童及び生徒に対する防災知識の普及に関すること。 二 県立特別支援学校及び市町村立学校における児童及び生徒の避難に関すること。 三 県立特別支援学校及び市町村立学校における応急教育の方法に関すること。 四 県立特別支援学校及び市町村立学校における教科書、教材の確保に関すること。 		<ul style="list-style-type: none"> 一 県立特別支援学校及び市町村立学校における教職員並びに児童及び生徒に対する防災知識の普及に関すること。 二 県立高等学校等における生徒の避難に関すること。 三 県立高等学校等における応急教育の方法に関すること。 四 県立高等学校等における生徒に対する教科書、教材及び学用品の調達に関すること。 五 育英補助に関すること。 		<ul style="list-style-type: none"> 一 文教施設設備の災害予防に関すること。 二 災害に伴う文教施設の応急修理に関すること。 三 文教施設の災害復旧に関すること。 	

注 公安部については、公安部長が別に定める。

別表第四(第十二条関係)

【地方本部分掌事務】

班名	分掌事務
農林班	<ul style="list-style-type: none"> 一 総合指令部総括班が行う被害情報収集の補完(現地調査業務を含む。)及び当該収集した情報の総合指令部総括班への報告に関すること。 二 総合指令部総括班が指定した被害の甚大な市町村への情報連絡員の派遣に関すること。 三 総合指令部総括班が行う市町村及び県民からの支援要請に係る情報収集の補完(現地調査業務を含む。)及び当該収集した情報の総合指令部総括班への報告に関すること。 四 その他総務部長が指示した事項に関すること。
総括班	<ul style="list-style-type: none"> 一 農林、漁業関係の災害応急対策に関する指導、連絡及び調整に関すること。 二 救助用食糧の確保及び供給に関すること。 三 総括班の応援に関すること。

【出先機関各班分掌事務】

班名	分掌事務
保健福祉環境班	<ul style="list-style-type: none"> 一 災害救助法の適用に係る調査報告に関すること。 二 市町村災害救助活動の指導、連絡及び調整に関すること。 三 災害救助法に基づく業務命令に関すること。 四 災害救助物資の調達に関すること。 五 社会福祉施設の災害応急対策に関すること。 六 義援物資の受付、出納及び保管に関すること。 七 災害救助に関する他班との連絡調整に関すること。 八 医療、助産及び埋葬に関すること。 九 食品衛生、飲料水等に関すること。 十 被災者の栄養指導に関すること。 十一 防疫及び清掃に関すること。 十二 救護班の編成及び救護の実施に関すること。 十三 医療品並びに防疫用薬剤及び資材の調達等に関すること。 十四 その他保健衛生に関すること。

名称	土木建築班
班名	<ul style="list-style-type: none"> 一 水防活動に関すること。 二 市町村地域における被害情報の収集並びに県土整備部及び建築都市部関係班への報告に関すること。 三 災害時における道路、橋りょう等の交通に関すること。 四 応急仮設住宅の建設に関すること。 五 公営住宅の応急対策及び供与に関すること。 六 応急措置実施のための工作班の編成及び派遣に関すること。 七 住宅金融公庫の特別融資に関すること。 八 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 九 その他土木及び建築に関する応急対策に関すること。

別表第五(第十三条、第十四条関係)

一 本部配備要員数

名称	班名	配備要員定数(人)			
総合指令部	総括班	第一配備	第二配備	第三配備	第四配備
	緊急初動班				七〇
	災害情報センター	必要に応じて要員を配備			
	災害ボランティア班	必要に応じて要員を配備			
	小計	三四	三四	三六	
	秘書班	一	一	二	二
	行政経営企画班	一	二	三	三
	人事班	一	二	三	三
	財政班	一	二	三	三
	財務班	一	二	三	三
	税務班	一	二	三	三
	財産活用班	五	一〇	一四	二
	総務事務センター		一		二
	システム管理班				一
私学学事振興局	私学振興班			一	一
私学振興班	学事班			一	一
総務部					全員

県土整備部													農林水産部													
公園	建築	都市	建築	小	北部福岡緊急連絡管建設	水資源	高速	砂防	港湾	河川	河川	道路	道路	用地	企画	県土	小	水産	森林	林業	農村	畜産	経営	水田	園芸	団体
街	指	計	都市	計	緊急	対	道路	防	湾	開	川	路	路	地	交	整備	計	局	保	振	整	産	技	農	芸	指
路	導	画	市	計	連絡	策	対	湾	防	発	川	建	維	交	総	計	振	全	興	備	支	振	業	振	導	
班	班	班	班	班	管	策	策	班	班	班	班	設	持	通	務	班	興	班	班	班	援	興	興	班	班	
—	—	—	—	二七				二	二	二	—	—	—	—	二	—	—	—	—	—	二	二	二	二	二	二
四	二	—	二	七六		—	二	八	四	六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四	五	四	四	七八		二	二	八	四	六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
全	全	全	全		全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全

名称	福岡県地方本部																									
	農林	総括																								
第一配備	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
第二配備	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四
第三配備	一〇	八																								
第四配備	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全

二 地方本部配備要員数

合計	企業部		会計管理部		建築都市部	
	小計	管理	小計	会	営繕	住宅
一〇三	—	—	—	—	—	—
一〇三	二	二	二	二	二	二
三四八	四	四	三	三	九	四
		全	全	全	全	全

- 二 教育部及び公安部配備要員数については、部長が別に定める。
- 三 配備要員定数には、班長を含まない。
- 四 小計及び合計には、緊急初動班を含まない。
- 五 右記定数とは別に、長期化した際の体制を必要とする場合がある。

別表第六(第十四条関係)

部名	班名	連絡員
総合指令部	広報班	県情報広報課課長補佐
総務部	行政経営企画班	行政経営企画課副課長
	人事班	人事課副課長
企画・地域振興部	財政班	財政課副課長
	総合政策班	総合政策課副課長
新社会推進部	社会活動推進班	社会活動推進課副課長
保健医療介護部	保健医療介護総務班	保健医療介護総務課副課長
福祉労働部	福祉総務班	福祉総務課企画広報監
環境部	環境政策班	環境政策課副課長
商工部	商工政策班	商工政策課副課長
農林水産部	農林水産政策班	農林水産政策課副課長
農林整備部	農林整備総務班	農林整備総務課副課長
建築都市部	建築都市総務班	建築都市総務課副課長
会計管理部	会計班	会計課副課長
企業部	管理班	管理課課長補佐
教育部	総務班	総務課副課長
公安部	警備班	災害対策室長

別表第七(第二十二条関係)

班名	班長名
消防防災課	消防防災課長
県情報広報課	県情報広報課長
福祉総務課	福祉総務課長

別表第八(第二十二条関係)

班名	班長名
農林水産政策班	農林水産政策課長
道路班	道路維持課長
河川班	河川課長
砂防班	砂防課長
計	一九名
砂防班	一名
河川班	一名
道路班	一名
農林水産政策班	二名
福祉総務班	二名
広報班	二名
総括班	一〇名

注一 配備要員定数には、班長を含まない。

二 水防本部が設置された場合には、道路班、河川班及び砂防班の配備要員は水防本部との兼務職員として配備する。

別表第九(第二十二条関係)

【警戒本部分掌事務】

班名	分掌事務
総括班	<ul style="list-style-type: none"> 一 警戒本部の会議に関すること。 二 各部及び警戒地方本部との連絡調整に関すること。 三 警戒本部の庶務に関すること。 四 市町村の災害応急対策についての必要な指示に関すること。 五 災害対策基本法に基づく諸対策に関すること。 六 自衛隊の派遣要請及び協力機関の協力要請に関すること。 七 災害救助活動及び水防活動の実施推進調整に関すること。 八 警戒本部及び警戒地方本部の設置又は廃止に関すること。 九 災害時における通信の確保に関すること。 一〇 気象・水象情報の収集、伝達に関すること。

別表第十及び別表第十一中「(第二十一条関係)」を「(第二十三条関係)」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

砂防班	河川班	道路班	農林水産班	福祉総務班	広報班
<ul style="list-style-type: none"> 一 福岡県の水防計画書で定める水防業務に関する事。 二 砂防施設の災害応急復旧措置に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 福岡県の水防計画書で定める水防業務に関する事。 二 河川の被害調査及び災害応急復旧措置に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 福岡県の水防計画書で定める水防業務に関する事。 二 道路及び橋りよの応急復旧工事に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 一部の連絡調整に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> 七 福岡県災害見舞金等の交付に関する事。 八 その他災害救助法に関する事。 九 公用令書の発行に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> 一 テレビ放送、ラジオ放送、新聞発表その他広報に関する事。 二 一部の連絡調整に関する事。 三 応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関する事。 四 災害救助法の適用に関する事。 五 災害救助の市町村指導に関する事。 六 被災者生活再建支援法の適用に関する事。 七 災害甲斐金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関する事。

定価 一箇月、三五〇円(税込・郵便料別)